



清朝末期中華民国初期における広東社会の動態研究 —地域エリート・宗族・地方自治を中心に—

宮内, 肇

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2008-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4387

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004387>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名	宮内 肇
博士の専攻分野の名称	博士（学術）
学 位 記 番 号	博い第 750 号
学位授与の 要 件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付	平成 20 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

清朝末期中華民国初期における広東社会の動態研究－地域エリート・宗族・地方自治を中心に－

審 査 委 員

主 査	教 授	森 紀子
	教 授	緒形 康
	教 授	佐々木 衛
	大阪大学教授	片山 剛

清朝末期中華民国初期における広東社会の動態研究
——地域エリート・宗族・地方自治を中心に——
(各章目次及び要旨)

序 章 時代背景と問題設定

要 旨

アヘン戦争の敗北によって開始された清朝政府の近代化政策は、近代産業の育成と富国強兵を目指した「洋務運動」、康有為や梁啓超に代表される近代西洋の政治思想、特に、日本の明治維新を意識して立憲君主、議会政治の設立を主張した「変法自強運動」、西太后によるクーデターの挫折の後に再び立憲体制を画策した「光緒新政」の三時期に分類できる。そして、こうした時期を対象とした、概説的研究、洋務運動期における工業化の研究、政治思想研究、また政治思潮を生み出した時代の先導者の人物研究などはかなり成熟した水準に達している。

近年、特に 90 年代以降、上記のような研究成果を踏まえ、研究の視座が地域社会へと深まっていく。すなわち、近代化政策における新たな政治システムや社会変動を背景に、留学等を通じて西洋近代の政治思想を習得した新たな知識人が、地域社会においてどのような対応、行動をとっていたのかが研究対象になっていった。また、こうした研究は、史料が比較的豊富に残っている上海を中心とする江蘇省領域や袁世凱が実験的に近代化政策を推し進めた天津を含む直隸地域を中心に研究が進められた。

本博士論文は、広東省を研究地域として設定し、清朝末期から中華民国初期にかけて、活躍した広東における地域エリート（ここで述べる地域エリートとは、西洋近代の政治思想を習得した知識人のみを指すのではなく、科挙及第、中央、地方での任官歴を有し、服喪や退職によって広東に帰郷した所謂「伝統的紳士」や、出身郷村において、慈善的活動や捐官により郷村の指導者であった郷紳等をも含意する）の活動、出自、人的関係などを可能な限り詳細に実証し、清末民初期の広東社会の社会動態を考察する。

第 1 章 広東地方自治研究社と清末広東における「地方自治」

目 次

はじめに

- 1、広東地方自治研究社の成立と『広東地方自治研究録』
- 2、広東地方自治研究社の自治論と清水澄
- 3、広東地方自治研究社と文瀾書院

むすびにかえて

要 旨

清朝末期の政治的な近代化政策、すなわち「光緒新政」において、清朝政府は地方自治制度の導入を試みる。本章はこうした地方自治思想が、広東において、どのように受容され、また受容、啓蒙した人物、組織について考察したものである。

1906 年、多くの青年広東人が日本の法政大学から留学を終えて広東に帰国すると、彼等は、所謂「伝統的広東紳士」等とともに、広東地方自治研究社を設立、地方自治の啓蒙雑誌『広東地方自治研究録』を発行し、広東において地方自治の必要性を訴え始める。そして、彼等が雑誌の中で紹介、主張する地方自治の概念は、彼等の留学先であった法政大学の行政法の担当教官であった清水澄の影響を大きく受けていた。

一方で、広東地方自治研究社は、広東知識人の社交場であった文瀾書院を母体としており、文瀾書院がそれまで行っていた様々な慈善活動も行い、そうした中で地方自治の啓蒙活動を展開した。広東における地方自治思想の受容と啓蒙は、留学によって西洋近代の地方自治知識を得た青年広東エリートと伝統的な広東紳士という両者の融合により展開されていた。

また、「補章」として、本章で利用した『広東地方自治研究録』の解題を付した。

(本章は『現代中国研究』第 16 号 2005 年所載の論文を加筆修正したものである。)

補 章 『広東地方自治研究録』解題

目 次

- 1、広東地方自治研究社について
- 2、『広東地方自治研究録』記事一覧

(本章は『孫文研究』第 36 号 2004 年所載の論文を加筆修正したものである。)

第 2 章 清末広東、地域エリートの人的関係

——広東地方自治研究社順徳県出身社員を例に——

目 次

はじめに

- 1、研究社の指導者グループ
- 2、研究社の一般グループ——広東省順徳県大良龍氏を中心に——
- 3、順徳龍氏と他の地域エリートとの関係

むすびにかえて

要 旨

清末の地方自治政策において、広州在住の知識人は「広東地方自治研究社（以下、研究社と略記）」を設立、地方自治の啓蒙活動を行う。これに呼応する形で、各郷村の知識人に

よって自治団体が設立され、彼等は研究社に参加していく。本章は、研究社内の知識人及び、郷村から研究社に参加していった知識人が、いかなる人的関係を構築していたのかについて考察した。

まず、研究社の設立・指導者グループを考察し、彼等は粵漢鉄路の附設権を西欧列強から回収する活動を通じて形成されたと論じた。次に、広東各地に設立された自治団体について、順徳県の龍氏を中心に考察を行った。順徳龍氏は清朝期に順徳県の県城大良において、団練や善社の設立など、慈善活動を行い、また県行政の一端などを担う中で、研究社にも参加していった。こうした地方の有力宗族が研究社を構成していた。また、順徳龍氏は、同じく研究社に参加していた番禺張氏、梁氏と婚姻関係を有しており、各地の宗族、そして、その宗族の婚姻関係が研究社の基盤である可能性を示した。

(本章は『海港市研究』第2号2007年所載の論文を加筆修正したものである。)

第3章 清末広東における地方自治政策と自治研究社

目次

はじめに

- 1、清末広東における地方自治政策
- 2、民間による地方自治団体の結成

むすびにかえて

要旨

本章は、清末光緒新政期に広東において、広東当局がどのような地方自治政策を行ったのか、そして、その政策に郷村（県城及び鎮や郷村）における広東知識人が如何なる反応を示したのかを考察したものである。

広東当局は、袁世凱が天津で実験的に実施していた地方自治制度を模倣し、地方自治政策を実行する人材を育成する機関を設立し、清朝政府の発布する地方自治に関する上諭、章程に準拠しながら、省、県、郷村における各地方議会設置のための法整備、人材育成を行った。

一方、民間では広州で留学経験者や広東の有力知識人等によって設立された地方自治の啓蒙団体「広東地方自治研究社」による地方自治の啓蒙活動に触発され、県や郷村において、60余りの自治団体が組織される。こうした自治団体は、宗族を中心に組織されていたが、これは広東の郷村社会が宗族結合を中心に構成されていることに依拠していた。科挙の廃止によって宗族結合は自らの宗族の拡大を図る手段を失い、地方自治政策の中で実施され始めた議会を、それに替わるものとして求めたのであった。

(本章は『神戸大学史学年報』第22号2007年所載の論文を加筆修正したものである。)

第4章 広東諮議局議員とその周辺——賭博禁止議論を例に——

目次

はじめに

- 1、賭博禁止論の形成——広東諮議局第一次会議——
- 2、賭博の即時禁止の堅持——広東諮議局第一次臨時会——
- 3、東諮議局議員収賄事件と諮議局の停止
——広東諮議局第二次会議と広州地域エリートの活動——
- 4、広東諮議局議員と在省知識人の関係

むすびにかえて

要旨

本章は、広東における中国史上初の地方議会「広東諮議局」での賭博禁止議論を通じて、広東諮議局議員と議員ではない広東知識人との関係から、清末広東における地域エリートとの関係を考察した。

広東諮議局における賭博禁止議論は賭博禁止の実施とそれによる賭博税の税収不足をどのように補うかに焦点が当てられたが、賭博公司を営んでいた諮議局議員の蘇秉枢による他の諮議局議員への贈賄により、賭博禁止を主張した議員は議員辞職をし、広東諮議局は機能停止に陥る。その後、賭博禁止の主張を受けついた在省（広州在住）知識人（非広東諮議局議員）が、広東当局との折衝を続け、賭博禁止は実現する。

広東諮議局において賭博禁止を主張し続けた議員と、広東諮議局の機能停止の後に賭博禁止活動の担い手となった在省知識人は、文瀾書院や広東地方自治研究社に所属していたという共通項、また、時には師弟関係などの関係を有していた。また、彼等の関係において、諮議局議員は政治経験比較的に少ない（もしくは政治経験のない）若年者が多く、在省知識人は長年の任官歴を有する高齢者が多かった。すなわち、事実上すでに政界を去った在省知識人は、新しい政治システムである諮議局を若い知識人に託し、そして、彼等の政治活動を支持し、政治活動の「弱さ」を補う働きをしていたのである。

(本章は2007年8月4日の2007年神戸大学史学研究会総会(於神戸大学)で報告した原稿を加筆修正したものである。)

第5章 清末民初期の地域エリートの動態——順徳県の場合——

目次

はじめに

- 1、清末順徳県の匪賊猖獗と地域エリート
- 2、順徳県における辛亥革命
- 3、辛亥革命後の地方政策と地域エリート及び宗族

むすびにかえて

要 旨

本章は広東省内の郷村における地域エリートの人的関係が、辛亥革命（光復）という統治体制の転換に如何なる変化をもたらしたのか、もたらさなかったのかについて広東省順徳県を例に考察した。

光復以前、順徳県の郷村社会は、宗族を背景とする郷勇を組織して、匪賊などの社会的な動乱を防いでいた。そしてこうした郷勇は、宗族指導者達の連携により、一郷村の郷勇組織から、地域的なものへの拡大が見られた。前章において述べた広東各地に設立された自治団体もこうしたものと常に関連性を有していた。

順徳光復以後、広東軍政府による地方自治政策が実施され、順徳県当局は、郷村各地に警察組織と自治組織の設立を命じる。その結果、設立された警察組織は、清末期に各郷村で設立された宗族を中心とする郷勇組織が母体になっており、また各地に設立された自治組織も清末期のそれとほとんど変わらなかった。そして、広東省議会議員も郷村における有力宗族の指導者であった。

郷村における宗族指導者、すなわち地域エリートは、辛亥革命を通じて、中華同盟会による革命思想に賛同したのではなく、清末期に受容した地方自治という概念を、自らの宗族発展、宗族「自立」の手段として、利用したのであり、そこには政治的な動機がそれほど大きく影響しなかった。

（本章は、2008年に発行される予定の京都大学人文科学研究所編『20世紀中国の社会システム研究班報告書』（仮題）に投稿予定の原稿である。また、本章の内容は、2008年3月28日に開催された中国現代史研究会2008年総会・研究集会〔於KKRびわこ〕において報告した原稿を加筆修正したものである。）

終 章 総括及び考察

要 旨

以上、本博士論文は、清朝末期から中華民国初期の広東において、その指導者たる地域エリートがどのような活動を行い、また彼等がどのような人的関係を構築していたのかについて、詳細な実証を行った。

清朝末期の光緒新政期において、清朝政府の政治的近代化政策を実施し、地方において地方自治制度の導入を計画したが、広東において、地方自治の紹介、啓蒙活動を担ったのは、日本への留学経験を有する新知識人であった。彼等は留学から帰国した後、所謂「伝統的知識人」（広東紳士）と共に、広東地方自治研究社を設立し、広東において地方自治の啓蒙活動を実施していく。その背景には、地方自治という政策が清朝政府の推進によるものであり、自治という概念が伝統的知識人によって以前から行われてきた慈善活動に近いものであり、また鉄道附設権の問題など、地域に対する危機意識においても相通じるものを共有していたからであった。

広東地方自治研究社による慈善活動を通じた地方自治の啓蒙活動は、郷村における鉄道

附設や匪賊猖獗などの危機意識と問題意識も相俟って、順徳県の順徳鉄路会や団練、郷団の設立、また、広東地方自治研究社を模倣した研究社（所）が各地に設立される。一方でこうした各地に設立された研究社（所）設立の担い手になったのは郷村における所謂「郷紳」であったが、その実態は宗族結合を中心としたものであった。比較的規模の大きい研究社（所）の場合には、その地域内における有力宗族の連合体としての自治組織であった。こうした背景には、歴史的に広東郷村における宗族結合の強さがあった。

しかし、こうした宗族指導者（すなわち郷村における郷紳）の研究社への参加と、自らの郷村における研究社（所）の設立は、必ずしも広東地方自治研究社の主張した地方自治論に共鳴したものは言えない。それは、広東地方自治研究社がその活動を啓蒙活動のみに限定したのに対し、郷村における研究社（所）のそれは、実際に郷村内の治安、衛星、人口調査や工場設立など、郷村における「自立」を図ったものであった。それは、順徳龍氏の龍恩銘の様に、県内で順城自治研究社を設立、広東地方自治研究社への入社、そして、広東諮議局当選という科举制度の廃止による中央や省都とのパイプ作りの手段にかわるものとして、諮議局議員が想定されたのであった。

そして、こうした背景において選出された諮議局議員は、比較的若年者が多く、政治経験も乏しかった。そうした彼等の欠点を伝統的知識人がフォローするという協力関係が存在したが、それは広東地方自治研究社と同様の構造といえるものであった。

宗族を中心とする郷村の「自立」は、辛亥革命、その後の中華民国成立直後も大きな変化をすることなく継続された。郷村における研究社（所）は民国成立後も自治会として研究社（所）同様の組織が設立され、団練や郷団はそのまま警察としての改称され、機能を保った。

このように、清末民初期における広東社会は、郷村社会の指導者たる宗族指導者や、在省知識人（伝統的紳士や新知識人）といった地域エリートが「地方自治」という意識のもと、統治体制の変化にそれほど影響されることなく、郷村統治を行っていたのであった。留学経験者（すなわち新知識人）によってもたらされた「地方自治」思想は、広東地域エリートによって政治制度やシステムとしてではなく、郷村における「自立」を果たす口実として利用されたのである。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

氏 名	宮内 肇
論 文 題 目	清朝末期中華民国初期における広東社会の動態研究 —— 地域エリート・宗族・地方自治を中心に ——
要 旨	本博士論文は、広東省を研究地域として設定し、清末から民国初期にかけて活躍した広東の地域エリート（西洋近代の政治思想を習得した新知識人および伝統的紳士、すなわち広東に帰郷した科挙及第者、官僚経験者、あるいは郷村の指導者などを含意する）の活動、出自、人的関係などから、辛亥革命前後の広東社会の動態を考察しようとするものであり、全体は5章から成る。 第1章 広東地方自治研究社と清末広東における「地方自治」 清朝末期の近代化政策、すなわち「光緒新政」において導入が試みられた地方自治制度をめぐり、地方自治思想が広東においてはどのように啓蒙、受容されたのか、その担い手や組織について考察する。日本の法政大学から留学を終えて広東に帰国した多くの青年広東人は、「伝統的広東紳士」とともに、1906年、広東地方自治研究社を設立、地方自治の啓蒙雑誌『広東地方自治研究録』を発行して地方自治の必要性を訴え始めた。彼等が雑誌の中で紹介、主張した地方自治の概念は、留学先である法政大学の行政法担当教官・清水澄の影響を大きく受けたものであった。一方、広東地方自治研究社は、広東知識人の社交場である文瀾書院を母体としており、文瀾書院が行ってきた様々な慈善活動を引き継ぎ、その実践の中で地方自治の啓蒙活動を展開していった。すなわち広東における地方自治思想の受容と啓蒙は、留学によって西洋近代の地方自治知識を得た青年広東エリートと伝統的な広東紳士が融合することにより展開されたのである。 第2章 清末広東、地域エリートの人的関係 前述のように、広州在住の知識人は「広東地方自治研究社」を設立し、地方自治の啓蒙活動を行ったが、これに呼応して各郷村でも知識人によって自治団体が設立され、彼等は研究社に参加していった。では、研究社内の知識人と郷村から研究社に参加していった知識人とは、どのような人的関係を構築していたのであろうか。本章では、まず、研究社の設立・指導者グループについて考察がなされ、このグループが粵漢鉄路の附設権を西欧列強から回収する運動を通じて形成されたことを実証する。次に、広東各地に設立された自治団体について、順徳県の龍氏を中心に考察が行われる。龍氏は清代、順徳県の県城大良において団練や善社の設立などの慈善活動を行い、県行政の一端を担う中で、研究社にも参加していった。かような地方の有力宗族が研究社を構成していたのであり、加えて順徳龍氏は、同じく研究社に参加していた番禺張氏、梁氏と婚姻関係を有していた。すなわち、婚姻関係を含む宗族集合が研究社の基盤である可能性が示された。 第3章 清末広東における地方自治政策と自治研究社 本章では、清末光緒新政期の広東において、広東当局はどのような地方自治政策を行ったのか、そして、その政策に対して県城及び鎮や郷村における広東知識人が如何なる反応を示したのかが考察される。 広東当局は、袁世凱が天津で実験的に実施していた地方自治制度を模倣し、地方自治政策を実行する人材育成の機関を設立した。すなわち、清朝政府の発布する地方自治に関する上諭、章程に準拠しながら、省、
主査記載 氏名・印	森 紀子

県、郷村における各地方議会設置のための法整備、人材育成を行ったのである。一方、民間では留学経験者や広東の有力知識人等によって広州に設立された地方自治の啓蒙団体「広東地方自治研究社」による地方自治の啓蒙活動に触発され、県や郷村において、60余りの自治団体が組織される。こうした自治団体は、宗族を中心に組織されていたが、これは広東の郷村社会が宗族結合を中心に構成されていることに因るものである。科挙の廃止によって宗族結合は自らの宗族の拡大を図る手段を失ったが、地方自治政策の中で実施され始めた議会をそれに替わるものと見なし、彼らは積極的に関与していったのである。

第4章 広東諮議局議員とその周辺

本章では、広東における中国史上初の地方議会「広東諮議局」での賭博禁止議論を通じて、清末広東における地域エリートの関係を考察している。賭博禁止の主張を共有する研究社のメンバー（地域エリート）のうち、諮議局議員は政治経験が少ない若年者が多かったところから、論者は研究社における新システムの知識人と伝統的官僚経験者との補充関係を指摘する。

第5章 清末民初期の地域エリートの動態

辛亥革命以前の順徳県郷村社会は、宗族を背景とする郷勇を組織して、匪賊などの社会的な動乱を防いでいた。革命以後、郷村各地に警察組織と自治組織が設立されるが、警察組織は、清末の郷勇組織が母体になっており、自治組織も清末期とほとんど変わらず、広東省議会議員も郷村の有力宗族の指導者であった。結局のところ、地域エリートは、地方自治概念を、自らの宗族発展、宗族「自立」の手段として利用したのだと論者は結論づけ、ここでも、基層社会の持続性を具体的歴史事象の中に検証することに成功している。

以上5章にわたる考察から、清末の地方自治政策をめぐる広東地域エリートたちの活動、彼らの母体である宗族の動態がかなり克明に描き出された。特に丹念な族譜の調査により、各地の宗族および宗族の婚姻関係が研究社の基盤となっている可能性を実証し得たことは本論文の功績といえる。革命前後という史料上の制約が多い時期を対象としながらも、よく地方史料の収集に努め、辛亥革命という政治的断絶にもかかわらず、地方の有力宗族や地域エリートの活動には連続性が見られるという、郷村社会（基層社会）のいわば「安定性」を描写することができた。これは申請者の問題意識の確かさを示すものであろう。もちろん、分析の甘さや、地域エリートという概念の持つ曖昧さを必ずしも克服できていないという問題点はなお残っているが、指摘された課題については引き続き考察を重ねるという意欲的な姿勢を示した。

以上のような審査結果に鑑み、本審査委員会は、論文提出者宮内肇が博士（学術）の学位を授与されるに足るものとの結論で一致した。

審査委員

区分	職 名	氏 名	区分	職 名	氏 名
主 査	教授	森 紀子	副 査	教授	佐々木 衛
副 査	教授	緒形 康 印	副 査	助教授	片山 剛